⑹　「総合評価点」が同一となる入札参加者が複数存在する場合

「総合評価点」が同一となる者がいる場合は、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、「総合評価点」の順位を決定する。なお、入札参加者またはその代理人が直接くじを引くことができない場合は、入札執行事務に関係のないＮＨＫの職員がこれに代わってくじを引くものとする。

8　落札者の決定方法

⑴　上記１⑴①～⑤の５地区の決定方法

①　各地区における総合評価点の順位の最も高い者を「落札候補者」とする。

②　上記１⑴①②③の３地区、および④⑤の２地区に関しては、落札者となる地区数の上限は、それぞれ別途指定の用紙で提出した「同時受託可能地区数」とする。

③　「落札候補者」となった地区数が「同時受託可能地区数」を超えない場合は、落札者として決定する。「落札候補者」となった地区数が「同時受託可能地区数」を超える場合は、「同時受託可能地区数」を上限として、別途指定の用紙で提出した「受託希望順位」の高い地区より順に落札者として決定する。

④　上記８⑴③により、落札者が決定しなかった地区については、落札者として決定した地区数が「同時受託可能地区数」に達していない者のうち、「総合評価点」の順位が最も高い者を「落札候補者」とする。落札者は、上記８⑴③の考え方により決定する。

⑤　上記８⑴③、④の考え方により各地区の落札者を決定するものとするが、次のイあるいはロに掲げる場合に該当すると認められる場合には、落札者として決定した地区数が「同時受託可能地区数」に達していない者のうち、「総合評価点」の順位が最も高い者を「落札候補者」とする。なお、「落札候補者」がなくなった場合は入札不調とする。

イ．当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

⒤　本入札は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を設定している。

⒤　上記⒤の基準を下回った入札があった場合には、落札者の決定を「保留」し、調査のうえ、その結果を後日通知する。

⒤　上記⒤の基準を下回った入札参加者は、事後の事情聴取等に協力すること。

ロ．その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって、著しく不適当と認められる場合

⑵　上記１⑴⑥⑦の２地区の決定方法

各地区における「総合評価点」の順位の最も高い者を落札者として決定する。

ただし、「総合評価点」の順位の最も高い者が、次に掲げる場合に該当すると認められる場合には、他の者のうち、総合評価点の順位が次に高い者を落札者とする。

①　当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合

イ．本入札は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を設定している。

ロ．上記イの基準を下回った入札があった場合には、落札者の決定を「保留」して終了し、調査のうえ、その結果を後日通知する。

ハ．上記イの基準を下回った入札者は、事後の事情聴取等に協力すること。

②　その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあって、著しく不適当と認められる場合

9　落札者決定の通知

⑴　上記１⑴①～⑤の５地区の通知方法

平成26年１月31日（金）17時00分までに各地区の開札の対象者に対して電子メールにより通知する。ただし、上記１⑴①②③の３地区、および④⑤の２地区のうち、それぞれ１つ以上の地区で上記８⑴⑤イに該当する地区があり、当該地区やその他の地区の落札者の決定を「保留」する場合は、その旨を電子メールにより通知する。

⑵　上記１⑴⑥⑦の２地区の通知方法

平成26年１月30日（木）の開札時に、各地区の開札の参加者に対して通知する。ただし上記８⑵①に該当する場合は、結果を後日通知する。

10　落札者の公表

落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名または名称、落札金額および落札者の決定理由、企画提案内容の概要について公表するものとする。

11　その他

⑴　契約手続において使用する言語および通貨　日本語および日本国通貨

⑵　入札保証金および契約保証金　免除

⑶　入札の無効　本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札は無効とする。

⑷　契約書作成の要否　要

⑸　契約条項　業務委託契約書（案）による

12　本件に関する照会先

〒150―8001 東京都渋谷区神南２―２―１

日本放送協会　営業局営業推進センター　入札担当

電話　03―5455―5186

ＨＰ　http://www.nhk.or.jp/boshu/nyusatsu26/

土地家屋調査士名簿登録等の公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第18条の規定により土地家屋調査士名簿に登録した者及び登録を取消した者を次のとおり公告する。

平成 25 年 11 月 12 日

日本土地家屋調査士会連合会

〈登　　録〉登録日・登録番号・氏名

平成25年10月１日付

東京7800　渡邉　輝夫　　東京7801　佐藤　正幸
東京7802　大場　健児　　東京7803小出水滿洲男
神奈川2965宮坂　明弘　　群馬1021　菊地　宏介
新潟2193　佐藤　　隆　　京都 863　井上　幸紀
愛知2840　早川　達也　　愛知2841　小関　直人
山口 954　中村　将二　　鹿児島1053今井　隆三

平成25年10月10日付

東京7804　井口佐多夫　　神奈川2966久保田紘二
埼玉2543　加藤　洋一　　長野2578　小池　　悠
函館 210　高野　敬一

平成25年10月21日付　　埼玉2544　木村　千種

〈登録の取消し〉登録取消日・登録番号・氏名

平成22年９月29日付　　神奈川2239菅原　啓一
平成24年７月19日付　　神奈川1426二見　秀夫
平成25年７月20日付　　兵庫1629　植田　　進

平成25年10月１日付

東京4793　大藏　　博　　東京5437　高山　清隆
東京5953　小沢　　薫　　東京6643　髙木　貴之
東京6962　三野　孝司　　東京7003　麻田　光則
東京7638　飯田　　一　　神奈川2732五十棲道男
神奈川2854加藤　伸輔　　埼玉2202　松元　**隆**
千葉1974　佐々木健人　　静岡 759　鈴木　タマ
静岡1021　宇津木宏臣　　静岡1455　天野　智康
新潟1500　加藤　　温　　大阪1926　和田　年明
大阪2054　村上　豊和　　大阪2257　金村　龍吉
大阪2483　寺田　敏夫　　大阪2616　伊藤　　肇
大阪2716　出谷　健二　　大阪3097　笹本　恵
奈良 360　松村　勝實　　愛知1288　野田　正**昇**
愛知1973　天野　　章　　愛知1987　岡田　輝雄
愛知2058　牛田　敬二　　岡山1033　中西　庸雄
旭川 294　小泉　　悟　　徳島 360　大西　康雄

平成25年10月10日付

東京5961　阿部　　榮　　東京7741　関　　正充
神奈川445　川田　盛久　　神奈川1732荒巻　貞夫
埼玉1534　日暮　弘之　　埼玉2254　古屋　　健
埼玉2441　渡部　博次　　栃木 820　加藤　　久
静岡 895　荒川　　豊　　長野2337　森　　浩亮
新潟 513　七里　和夫　　新潟 663　阿部　　悌
京都 722　今井　京子　　兵庫1891　**藤**本　貞雄
和歌山256　立石　年夫　　和歌山367　三宅　正廣
岐阜 732　水野　清司　　岐阜 824　辻　　佳男
広島1196　西村　孝男　　広島1443　山田　保夫
広島1476　小山　正人　　広島1691　内海　大和
広島1719　大下　幸治　　山口 847　有井　幹夫
岡山 688　末田　　浩　　大分　1　田中　宣男
熊本 402　西田　政夫　　山形1188　中鉢　久雄
旭川 180　山﨑竹三郎　　釧路 219　酒井　則孝
徳島 418　水口　敬二

平成25年10月21日付

大阪1670　辻村　幸男　　大阪2534　寺田　智美
京都 817　堀田　　聡　　兵庫1319　向井　康晴
和歌山295　濵路　主行　　愛知 574　外山　洋雄
岩手1058　村上　隆志